

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

第 7 条第 1 項に規定する説明書類

平成 23 年 5 月 13 日

岡山県津山市山下 30-15

津山信用金庫

理事長 粉川 禎之

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、同法第 4 条から第 6 条までの規定に基づいてとった措置の詳細に関する事項を次のとおり開示します。

記

第 1 第 6 条第 1 項第 1 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

中小企業者等の金融円滑化基本方針（平成 21 年 12 月 17 日制定）

昨秋以降の世界的な金融危機の影響によって、実体経済は急速に落ち込み、当金庫のお客様にも深刻な影響が及んでおります。

このような厳しい経済環境下において、協同組織金融機関の原点である相互扶助精神のもと、取引先への支援を強化し、中小企業等の金融円滑化に向け、役職員一丸となって適切な対応に努めます。

1. お客様から貸出条件変更等に関する相談を受けた場合には、真摯に対応します。
2. 他金融機関からも借入れを行っているお客様から貸出条件変更等の申込みがあった場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に、金融機関間で相互に緊密な連携を図るように努めます。
3. 住宅ローンご利用のお客様から条件変更等の申込みがあった場合には、無理のない返済に向けて、お客様の財産や収入の状況を勘案してきめ細かく相談に応じます。
4. お取引先の企業から要請があれば、経営改善計画の策定を支援します。
5. 貸出条件の変更を行った後、経営改善計画の進捗状況を適切に管理するとともに、お取引先企業に対し必要な助言を行います。
6. 貸出条件の変更の申込みをお断りする場合には、お断りする理由を具体的かつ分かりやすく説明します。
7. 貸出条件の変更等を行った後であっても、貸出条件の変更等の履歴があることのみを理由として、新規融資や新たな貸出条件変更等の相談や申込みをお断りしません。

- ・「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」を制定しました。（22.1.21）
- ・金融円滑化に係る主管部署を本部審査管理部とし、担当理事を「金融円滑化管理責任者」に選任しました。（22.1.21）
- ・金融円滑化管理の状況は、金融円滑化管理責任者が、定期的または必要に応じて随時、理事会及び常勤役員会に報告します。

別紙様式第 1 号（第 7 条関係）

第 2 第 6 条第 1 項第 2 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

- ・条件変更等の申出については「条件変更等対応報告書」にて、また謝絶・取下げについては「融資案件謝絶・取下げ記録簿」にて、それぞれ営業店より主管部署宛報告し、営業店及び主管部署にて記録を保存します。（保存期間 5 年）
- ・主管部署は営業店に対し、金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方策を指示します。また報告書など金融円滑化関連情報を取り纏め、その内容を分析し、その結果を基に営業店等に対し、指導・監督等を行います。
- ・常勤役員会は、金融円滑化管理体制を整備するとともに、定期的または必要に応じて管理体制の改善を図ります。
- ・理事会は、定期的または必要に応じて、経営に重大な影響を与える、またはお客様の利益が著しく阻害される事案がある場合、速やかに改善のための指示を行います。

第 3 第 6 条第 1 項第 2 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- ・営業店において、貸付条件変更等に係る窓口及び苦情相談窓口を設置し、コンプライアンス担当責任者が担当します。（21.12.21）
- ・本部コンプライアンス統括室にて、苦情相談窓口を設置しました。（22.1.12）
電話番号：0868－22－4121（内線：331）
受付時間：月曜日～金曜日（休日は除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時
E-mail：tsushin@mx1.tiki.ne.jp

第 4 第 6 条第 1 項第 4 号に規定する法第 4 条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- ・お客様からの経営相談等に関しては、営業店にて真摯に対応し、経営改善計画書策定の要望があれば、本部企業支援課と連携し、積極的に支援します。
- ・貸出条件の変更を行った後、経営改善計画の進捗状況を適切に管理するとともに、取引先企業に対し必要な助言を行います。

以下は別紙のとおりです。

第 5 法第 4 条に基づく措置の実施状況（別表 1 から別表 4 まで）

第 6 法第 5 条に基づく措置の実施状況（別表 5 及び別表 6）

第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表4まで）

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
[債務者が中小企業者である場合]

修正後：上段

修正前：下段

（単位：百万円）

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末	平成 23 年 6 月 末	平成 23 年 9 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	<u>114</u> 92	<u>862</u> 837	<u>1,800</u> 1,776	<u>2,671</u> 2,616	3,289	3,939		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	<u>19</u> 13	<u>389</u> 369	<u>786</u> 766	<u>1,327</u> 1,277	1,511	1,768		
うち、実行に係る貸付債権の額	13	<u>337</u> 317	<u>765</u> 745	<u>1,305</u> 1,255	1,458	1,682		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	12	12	12	21		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	<u>5</u> 0	42	0	0	31	54		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	9	9	9	9	9		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	<u>94</u> 79	<u>472</u> 467	<u>1,013</u> 1,009	<u>1,343</u> 1,339	1,777	2,170		
うち、実行に係る貸付債権の額	6	378	895	1,306	1,685	1,885		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	6	6	6	6	6		
うち、信用保証協会が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	<u>88</u> 73	82	101	20	76	268		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	<u>4</u> 0	<u>9</u> 5	<u>9</u> 5	9	9		

(別表 2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
[債務者が中小企業者である場合]

修正後：上段

修正前：下段

(単位：件)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末	平成 23 年 6 月 末	平成 23 年 9 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	<u>15</u> 12	<u>74</u> 71	<u>138</u> 135	<u>189</u> 185	250	304		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	<u>2</u> 1	<u>18</u> 17	<u>33</u> 32	<u>45</u> 43	57	70		
うち、実行に係る貸付債権の数	1	<u>14</u> 13	<u>31</u> 30	<u>43</u> 41	52	65		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	1	1	1	2		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	<u>1</u> 0	3	0	0	3	2		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	1	1	1	1		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	<u>13</u> 11	<u>56</u> 54	<u>105</u> 103	<u>144</u> 142	193	234		
うち、実行に係る貸付債権の数	3	40	90	135	180	211		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	1	1	1	1		
うち、信用保証協会が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	<u>10</u> 8	13	11	5	9	19		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	<u>2</u> 0	<u>3</u> 1	<u>3</u> 1	3	3		

(別表 3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末	平成 23 年 6 月 末	平成 23 年 9 月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	13	258	431	642	795	881		
うち、実行に係る貸付債権の額	13	258	431	642	795	826		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	54		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		

(別表 4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位：件)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末	平成 23 年 6 月 末	平成 23 年 9 月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1	7	17	25	34	39		
うち、実行に係る貸付債権の数	1	7	17	25	34	37		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	2		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表5及び別表6）

（別表5）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

【債務者が住宅資金借入者である場合】

（単位：百万円）

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末	平成23 年6月 末	平成23 年9月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	37	111	166	250	292	339		
うち、実行に係る貸付債権の額	0	105	152	250	271	299		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	10	10		
うち、審査中の貸付債権の額	37	6	13	0	10	28		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		

（別表6）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

【債務者が住宅資金借入者である場合】

（単位：件）

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末	平成23 年6月 末	平成23 年9月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	3	11	17	23	27	34		
うち、実行に係る貸付債権の数	0	10	15	23	25	31		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	1	1		
うち、審査中の貸付債権の数	3	1	2	0	1	2		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		